

雇用、福祉、教育等の連携に関する  
関係法律及び附帯決議等

**○障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年七月二十五日法律第二百二十三号)**

(抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる等障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

## ○障害者自立支援法(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)(抄)

(市町村等の責務)

### 第二条 (第1項 略)

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。)の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

(第二号以下 略)

(第2項及び第3項 略)

(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

(第2項及び第3項 略)

## ○発達障害者支援法(平成十六年十二月十日法律第百六十七号)(抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 (第1項から第3項 略)

- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第三十三条の指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

(第2項 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する  
附帯決議（抄）

○衆議院厚生労働委員会（平成17年6月8日）

五 障害者の職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する助成金の新設に当たって、企業において障害者雇用の経験を有す人材を活用する等により、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。

○参議院厚生労働委員会（平成17年6月28日）

十、障害者の職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する助成金の新設に当たって、企業において障害者と共に就労した経験を有する人材を活用する等により、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。

十六、発達障害者の就労を支援するため、雇用率への適用を検討するとともに、発達障害者支援センター等との連携を取りつつ適切な職場適応援助等を行うこと。

十七、公共職業安定所等労働関係機関と各教育機関が障害のある生徒の社会的・職業的自立に向けた教育、進路指導、就業した卒業者の職場適応・定着支援とそれに対応した職業リハビリテーションの実施に当たって、各段階において連携協力を図り、総合的な指導・支援を行うよう努めること。

## 障害者自立支援法案に対する附帯決議（抄）

○参議院厚生労働委員会（平成17年10月13日）

十五、障害者の雇用の促進に当たっては、障害者雇用促進法に盛り込まれている内容等を踏まえ、障害者雇用の場の創出・拡大に一層努めるとともに、雇用促進のための就労支援サービスと福祉サイドの生活支援サービスが相互にかつ適切に利用できるためのマネジメント体制の充実を図ること。また、就労移行支援については、障害の特性を踏まえた就労訓練期間等が設定されるよう必要な措置を講ずること。

## 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

### ○参議院文教科学委員会（平成18年4月25日）

- 二、特別支援学校のセンター的機能が十全に発揮されるよう努めること。特に、幼稚園とともに保育所などの児童福祉施設、保護者等に対する支援にも万全を期するとともに、医療・福祉・労働等関係諸機関との連携にも努めること。
- 九、障害をもつ生徒の卒業後の就労を促進するため、厚生労働省との連携を強化するとともに、職業体験教育や就労のための個別指導及び卒業後も継続した就労支援に努めること。

### ○衆議院文部科学委員会（平成18年6月14日）

- 三 特別支援教育が、就学前教育から高等教育までのすべての学校において取り込まれるべきものであることに鑑み、厚生労働省との連携も強化し、障害をもつ子どもの就労支援まで含めた長期的な学習機会、適切な教育環境及び支援の享受が、居住する地域に係わらず可能となるよう配慮すること。
- 八 特別支援学校のセンター的機能が、地域にある諸学校並びに子どもが利用する施設等のみならず、医療・福祉・労働関係の諸機関及び保護者のネットワーク構築と連携に役立つものとなるよう努めること。

## ※再チャレンジ推進会議中間取りまとめより抜粋

### 再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ案）

平成 18 年 5 月 30 日

#### 2. 個別の再チャレンジ支援策

〔 様々な事情に応じた再チャレンジにもきめ細かく支援 〕

##### (1) 努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援

###### ② 病気等になった人の再チャレンジ

###### ○ 障害者に対する就労支援

- ・ 病気、事故等により離職した後に障害者となった場合に、社会復帰・職場復帰できるよう障害者就業・生活支援センター等の機関、基礎的・実践的訓練を担う施設、ハローワークの三者が一体となって自立支援のためのネットワークを就業と生活の両面から構築する。

また、身近な地域で就業・生活両面に亘る一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての障害保健福祉圏域に設ける。

###### ○ 精神障害者、発達障害者の就労支援

- ・ 精神障害者の就労支援については、医療、福祉、雇用の連携により復職支援を行うモデル事業等を実施する。
- ・ 発達障害者の就労支援については、発達障害の専門的な知識を有する者（特別支援サポーター）をハローワークに配置する。また、地域障害者職業センターにおいては、発達障害者向けの就労支援プログラムを実施する。
- ・ 中長期的に、精神障害者を障害者雇用率制度による雇用義務の対象とする。

#### 再チャレンジ推進会議について

- 多様な機会が与えられ、何度でも再挑戦が可能となる仕組みを作っていくことは、内閣の重要政策課題であるとの認識の下、こうした再挑戦の仕組みについて政府全体として取り組むため、内閣に「多様な機会のある社会」推進会議（以下「再チャレンジ推進会議」という。）を設置する。

- 議長：内閣官房長官 各省庁により構成

平成 18 年 3 月 29 日設置

## ※経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 より抜粋

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（骨太の方針）

平成 18 年 7 月 7 日

### 第 4 章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

#### 2. 再チャレンジ支援

##### （2）個別の事情に応じた再チャレンジ支援

（努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援）

- ・各府省による障害者の受入実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワークの構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。